

郵政民営化の検証

— そのメリットを中心として —

総務委員会調査室 橋本 賢治

はじめに

郵政民営化は、「民間に委ねることが可能なものはできる限りこれに委ねることが、より自由で活力ある経済社会の実現に資することに鑑み」（郵政民営化法第1条）、平成19年10月1日に実施された。その基本理念は、①多様で良質なサービスの提供を通じた国民の利便の向上、②資金のより自由な運用を通じた経済の活性化（郵政民営化法第2条）である。

民営化開始以来、6年余が経過した。この間、郵政事業の見直しの動きがあったが、第180回国会（常会）で「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律」（以下「郵政民営化法等改正法」という。）が成立した（平成24年4月27日）ことにより、見直しは一段落した¹。

郵政民営化法等改正法は、①分社化による弊害の是正、②遅くとも平成29年9月30日と定められていた移行期間終了後における郵便局での金融のユニバーサルサービス²の確保に対する懸念の払拭等を主な内容としており、いわば郵政民営化により生じた問題点を解消する方向での改正と言える。

一方、平成17年の郵政民営化関連6法案³審議時においては、政府から、「郵政民営化は、明治以来の大改革であり、改革の本丸である。その効果は、財政、行政のみならず、金融、物流等の関連産業にまで及ぶ壮大・深遠な改革である」⁴との認識の下、郵政民営化により様々なメリット（①国民の利便性の向上、②「見えない国民負担」の最小化、③官から民への資金の流れの変化、④小さな政府の実現）がもたらされると説明されていた。

そこで、本稿においては、当時の議論を整理しつつ、これらのメリットが実現しているのか、検証することとする。特に「③官から民への資金の流れの変化」については、一定期間の経過がなくては判断できないことから、詳細に検証する。

1. 郵政民営化の制度設計

郵政民営化が行われた背景、メリット等をまとめると、次のとおりである。

（1）郵政民営化の必要性

郵政民営化が必要とされた背景として、①IT革命によるeメールの普及により、郵便の取扱高が毎年2～2.5%ずつ減少していること、②金融の技術革新等により、民間の提供する金融サービスが広範かつ多様な展開を示していること、③物流サービスが大きく変貌し、ドイツやオランダでは郵便会社による国際展開が進んでいることなどが挙げられた⁵。これらの郵政事業を取り巻く環境の劇的な変化に対応するためには、特殊法人であ

る日本郵政公社（以下「公社」という。）のままでは日本郵政公社法による業務上の制約があることから、株式会社とすることにより、経営の自由度を高め、民間の創意工夫をいかにすることが必要とされた。

（２）郵政民営化のメリット

郵政民営化のメリットとしては、「郵政民営化の基本方針」（平成16年9月10日閣議決定）等によると、次の点が挙げられていた。

ア 国民の利便性の向上

公社の4機能（窓口サービス、郵便、郵便貯金、簡易保険）が有する潜在力が十分に発揮され、市場における経営の自由度の拡大を通じて良質で多様なサービスが安い料金で提供可能になり、国民の利便性を最大限に向上させる。

民営化後の郵便局では、地域の特性をいかし、創意工夫でいろいろなもの（例：旅行小切手、ギフトカード、映画館クーポンの販売、住民登録、車両登録手続サービス、インターネットカフェ）を取り扱うことができるようにする。

イ 「見えない国民負担」の最小化

公社に対しては所得税、法人税、法人住民税、法人事業税、登録免許税、印紙税等の非課税措置がとられている。また、公社は事業用固定資産に係る固定資産税を免除されている（ただし、固定資産税の半額に当たる額を市町村納付金として納付している）。これらは「見えない国民負担」と言える。これを最小化し、それにより利用可能となる資源を国民経済的な観点から活用することが可能になる。

ウ 官から民への資金の流れの変化

郵便貯金約214兆円及び簡保資金約121兆円の計約335兆円（平成17年3月当時）は政府保証が付いているので、その運用は国債等の安全資産に限定される。公的部門に流れているこの資金を民間部門に流し、国民の貯蓄を経済の活性化につなげることが可能になる。

エ 小さな政府の実現

公社の常勤職員約28万人の身分は国家公務員である。これを、民営化により民間人とすれば、全体で約97万人いる国家公務員（平成16年度末定員）の約3割を削減することが可能になる。

（３）分社化の目的等

平成19年10月1日、公社は解散し、日本郵政株式会社及びその下に設立された4事業会社という経営体制で郵政事業の民営化がスタートした。なお、公社時代の定期性郵便貯金及び簡易生命保険を新会社の資産から分離し、適正かつ確実に管理するため、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が設立された（郵政民営化法第6条第2項）。

分社化の目的は、①一つの事業で生じた損失が他の事業に影響を及ぼすことを避けるという意味でのリスク遮断、②経営責任の明確化、③コスト意識や業績評価の明確化であるとされている⁶。

まず、郵便・貯金・保険の郵政三事業をそれぞれ引き継ぐ株式会社（郵便事業株式会社、郵便貯金銀行（商号は「株式会社ゆうちょ銀行」、郵便保険会社（商号は「株式会社かんぽ生命保険」））を設立することとされた。なお、以下では、郵便貯金銀行と郵便保険会社を合わせて、「金融2社」という。

次に、郵便局の窓口機能を引き継ぐ郵便局株式会社を設立し、①他の3事業会社等から適切な受託料を得て業務委託を受ける、②今までの公社ではできなかったサービスを創意工夫して行う、③地域の拠点として活動することとされた⁷。

さらに、これら4事業会社の本部機能を持つ持株会社として日本郵政株式会社を設立し、グループ各社の経営管理、業務支援を行うこととされた。

分社化のメリットとしては、各社の専門性の向上による良質で多様なサービスを安い料金で提供できるようにすることが挙げられていた⁸。

しかし、このうち、郵便事業株式会社と郵便局株式会社については、民営化後、①総合担務⁹が廃止され、また郵便事業株式会社は金融2社の業務委託を受けていないことにより、配達途中の郵便集配社員に貯金の依頼等ができなくなったこと、②郵便物の不着申告について郵便局に問い合わせても、配達を行っているのは郵便事業株式会社であるため、要領を得ないこと、③運送事業の登録を受けていない郵便局株式会社の社員は小包の集荷ができず、機動的な集荷サービスが期待できなくなったこと等、郵便局における一元的対応が損なわれる事態が生じていた。こうした事態に対しては、郵便局株式会社等により一定の措置¹⁰がとられてきたが、より抜本的な解決策として郵政民営化法等改正法により郵便局株式会社が郵便事業株式会社を吸収合併した（平成24年10月1日）¹¹。なお、郵便局株式会社の商号は日本郵便株式会社と変更された（郵政民営化法第6条の2第1項）。

（4）今後の民営化のスケジュール

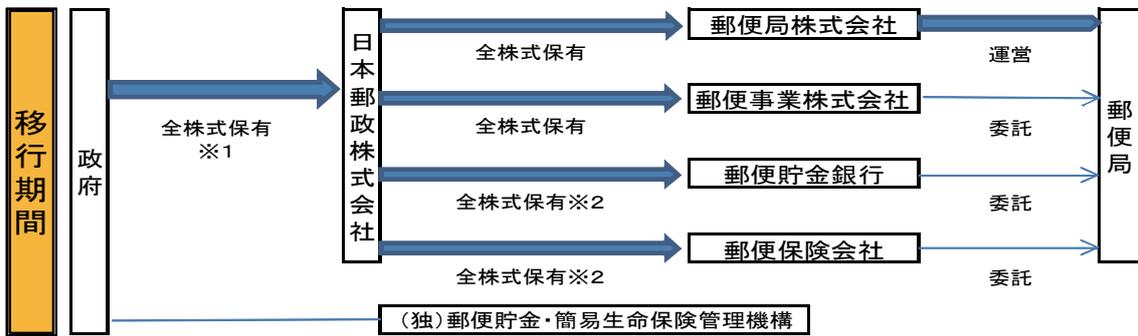
日本郵政株式会社は郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の全株式を保有し続けることとされた（旧・日本郵政株式会社法第5条）。合併後の日本郵便株式会社についても同様である（日本郵政株式会社法第6条）。

金融2社については、日本郵政株式会社が平成29年9月30日までに全株式を処分¹²し、この時点で完全民営化が実現することになっていた。しかし、郵政民営化法等改正法により処分期限は廃止された（郵政民営化法第7条第2項）結果、完全民営化の時期は不明確となった¹³。

また、政府は、現在、日本郵政株式会社の全株式を保有しているが、3分の1超の保有¹⁴は継続し、3分の2未満の株式については、早期処分努力義務を課されていた（旧・日本郵政株式会社法附則第3条）。この早期処分努力義務は郵政民営化法等改正法により早期処分義務に改められた（日本郵政株式会社法附則第3条）。なお、日本郵政株式会社の株式は、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）附則第14条により、東日本大震災（平成23年3月11日発生）の復旧・復興財源に充てることとされており、できる限り早期に処分するものとする旨定められている。

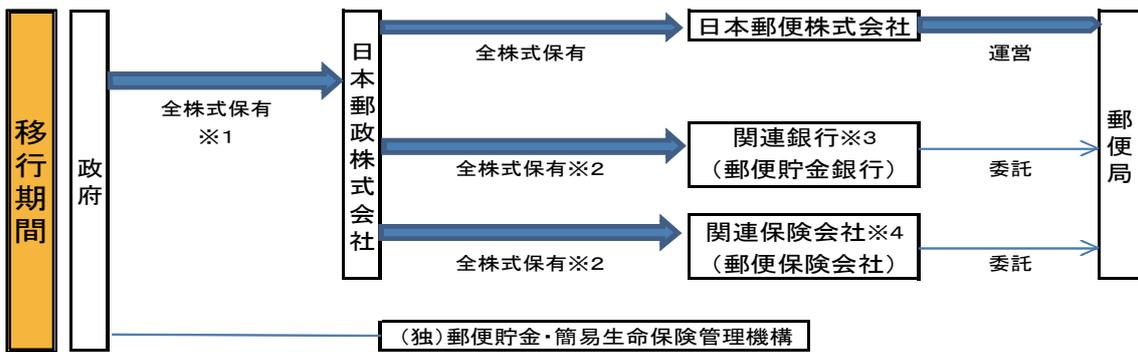
図1 郵政民営化のスケジュール

平成19年10月 郵政民営化開始



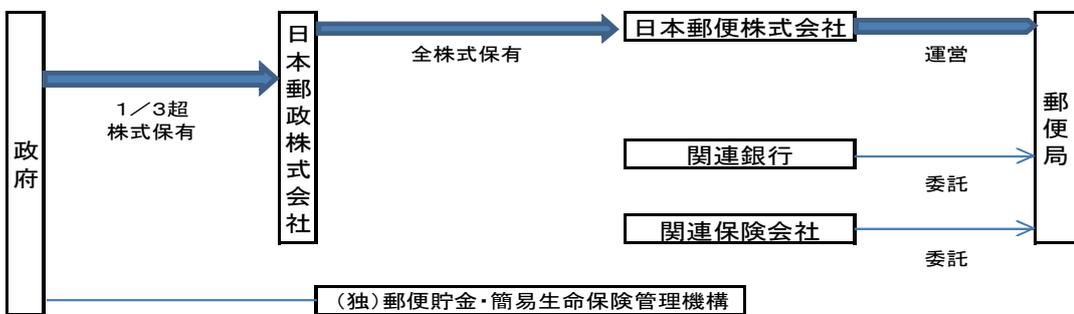
平成19年10月、郵便局株式会社及び郵便事業株式会社が設立された。
 平成19年10月、郵便貯金銀行に銀行業の免許、郵便保険会社に生命保険業の免許が付与された。
 平成19年10月、(独)郵便貯金・簡易生命保険管理機構が設立された。
 ※1 できる限り早期に2/3未満を処分するよう努める。
 ※2 平成29年9月末までに段階的に全て処分する。

平成24年10月 郵政民営化法等改正法施行



平成24年10月、郵便局株式会社は郵便事業株式会社を吸収合併し、商号を日本郵便株式会社と変更した。
 ※1 できる限り早期に2/3未満を処分する。
 ※2 その全部を処分することを目指し、両社の経営状況、郵政事業に係る基本的な役務の確保の責務への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分する。
 ※3 関連銀行とは日本郵便株式会社と銀行窓口業務契約を締結する銀行であり、本法律の施行当初は郵便貯金銀行が関連銀行となる。
 ※4 関連保険会社とは日本郵便株式会社と保険窓口業務契約を締結する生命保険会社であり、本法律の施行当初は郵便保険会社が関連保険会社となる。

完全民営化の実現



日本郵政株式会社が郵便貯金銀行及び郵便保険会社の全株式を処分

(出所) 各種資料より作成

こうした状況を受け、日本郵政グループからは、株式処分のスケジュールについて、第88回郵政民営化委員会（平成24年10月29日）において、①日本郵政株式会社は3年以内を目途として、株式市場及び業務の状況等を踏まえつつ、できるだけ早期の上場を目指し、日本郵政株式会社の株式の上場が可能となるよう体制の整備を図る、②金融2社については、政府が日本郵政株式会社の株式の2分の1を処分するまでに方針を明確化することが示された。これによれば、日本郵政株式会社は平成27年秋にも東京証券取引所に株式上場する見通しである。その後、平成25年7月24日、西室泰三日本郵政株式会社社長から、上場を半年早める意向が示された。なお、日本郵政株式会社は、自社の株式の上場と同時に、金融2社の株式の上場を検討している旨の報道がある¹⁵。

表1 郵政民営化関連年表

平成17年(2005年)10月14日	郵政民営化関連6法成立
平成19年(2007年)10月1日	日本郵政公社解散、日本郵政株式会社の下に4事業会社（郵便事業株式会社、郵便局株式会社、郵便貯金銀行、郵便保険会社）体制で郵政民営化開始
平成21年(2009年)3月13日	郵政民営化委員会は郵政民営化の進捗状況についての総合的見直しの意見（第1次意見）提出
平成21年12月4日	日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律（郵政株式処分停止法）成立
平成24年(2012年)3月7日	郵政民営化委員会は郵政民営化の進捗状況についての総合的見直しの意見（第2次意見）提出
平成24年4月27日	郵政民営化法等改正法成立
平成24年10月1日	郵政民営化法等改正法施行 郵便局株式会社が郵便事業株式会社を吸収合併し、商号を日本郵便株式会社と変更

（出所）筆者作成。年表の詳細版は拙稿「郵政民営化法等改正法の成立－郵政事業の見直しに決着－」『立法と調査』第332号（平24.9）参照

2. 郵政民営化のメリットに関する国会論議と民営化後の状況

（1）国民の利便性の向上

ア 民営化後の利便性の低下等

民営化により利便性の向上が期待されたにもかかわらず、民営化当初は民営・分社化による弊害等の不便さが指摘された。例えば、簡易郵便局の一時閉鎖の増加（ピーク時（平成20年5月31日現在）には全4,296局中454局（10.6%）が一時閉鎖していた。）、1,000を超える郵便局での郵便集配業務の廃止、ひまわりサービス¹⁶の低下、過疎地におけるATM（Automated Teller Machine 現金自動預け払い機）の撤去、送金手数料等の大幅な引上げ、郵便物の誤配・遅配の増加、内容証明郵便等の認証ミス、本人確認の厳格化による窓口の混乱、郵便事業株式会社と郵便局株式会社の業務分担の不明確さ、総合担務の廃止等である¹⁷。このうち、分社化による弊害については、これを是正するため、郵便局株式会社と郵便事業株式会社との合併が行われた。

イ 民営化後における資産運用以外の新規業務等

郵政民営化法等改正法による移行期間¹⁸中の金融2社の新規業務については、他の同

種の事業を営む民間企業との間の適正な競争関係を確保するとともに、利用者への役務の適切な提供を阻害しないよう配慮する必要がある。こうした観点から、内閣総理大臣（金融庁長官に権限を委任）¹⁹及び総務大臣の認可（郵政民営化法第110条第1項、第138条第1項～第3項）並びに郵政民営化委員会からの意見聴取（郵政民営化法第110条第6項、第138条第5項）が必要である。これに加え、(株)ゆうちょ銀行については郵政民営化法第98条第2項第1号に基づく内閣総理大臣（金融庁長官に権限を委任）²⁰の承認、(株)かんぽ生命保険については保険業法第5条等に基づく内閣総理大臣（金融庁長官に権限を委任）²¹の認可が必要である。

ただし、日本郵政株式会社が金融2社の株式の2分の1以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後は、内閣総理大臣（金融庁長官に権限を委任）²²及び総務大臣への届出（郵政民営化法第110条の2第1項、第138条の2第1項）並びに郵政民営化委員会への通知（郵政民営化法第110条の2第3項、第138条の2第3項）が必要である。

また、移行期間中の日本郵便株式会社の新規業務については、同種の事業を営む事業者の利益を不当に害することのないよう配慮する必要があることから、総務大臣への届出（日本郵便株式会社法第4条第4項）及び郵政民営化委員会への通知（郵政民営化法第93条第2項）が必要である²³。

さらに、郵政民営化委員会は、「郵便貯金銀行及び郵便保険会社の新規業務の調査審議に関する所見」（平成18年12月20日決定）により、金融2社の新規業務に対する基本的な考え方等を示した。この所見は、郵政民営化法等改正法の成立を受け、平成24年9月19日、「郵政民営化委員会の調査審議に関する所見」として見直された。

以上のような手続を経て開始された資産運用以外の新規業務は表2のとおりである。資産運用に関する新規業務については、表12で示すこととする。

表2 日本郵政グループの新規業務（資産運用以外）

会社名	新規業務
日本郵便株式会社 (旧・郵便事業株式会社)	①広告業務及びこれに附帯する業務(DMの需要喚起)◆②貨物自動車運送事業、石油販売業、自動車分解整備事業及びこれらに附帯する業務(運送基盤の確立)◆③国際貨物運送に関する貨物利用運送事業、貨物航空運送代理店業、貨物自動車運送事業、通関業、倉庫業及びこれらに附帯する業務を組み合わせ、荷主に対して行う国際物流業務(国際物流事業)
日本郵便株式会社 (旧・郵便局株式会社)	①カタログ販売事業◆②店頭販売(映画チケット、ポストカード等)◆③コンビニエンスストア(ローソン)との提携(直営ショップの試行)◆④広告ビジネス(郵便局窓口ロビーへのパンフレット類の掲出等)◆⑤生活サービス取次事業(ホームセキュリティ、光ファイバー接続、引越等)◆⑥自動車保険◆⑦変額年金保険◆⑧第三分野保険商品◆⑨法人(経営者)向け生保商品◆⑩不動産事業の展開◆⑪軽四輪車による集荷◆⑫郵便事業株式会社集配センター及び郵便集配所における作業状況等の確認事務
	郵便局のみまもりサービス
(株)ゆうちょ銀行	①クレジットカード業務◆②変額個人年金保険等の生命保険募集業務◆③住宅ローン等の媒介業務
(株)かんぽ生命保険	①他の保険会社の法人向け商品の受託販売◆②新たな保険の引受け(入院特約の見直し)

(出所) 第56回郵政民営化委員会（平成21年4月22日）資料等を基に作成

平成25年3月21日、日本郵便株式会社の新規業務である不動産事業の展開の一つとして東京中央郵便局跡地にJ Pタワーが開業した。また、新規業務ではないが、(株)ゆうちょ銀行が全国銀行データ通信システム（全銀システム）との接続を開始したこと（平成21年1月5日）により、郵便局と他の金融機関（約1,500行）との間の相互振込が可能となった。

金融2社が平成24年9月3日に認可申請を行った新規業務は、表3のとおりである。

表3 金融2社が認可申請中の新規業務

会社名	申請中の新規業務
(株)ゆうちょ銀行	① 個人に対する資金の貸付け(銀行法第10条第1項第2号) ② 損害保険代理店として行う保険募集業務(保険業法第275条第2項) ③ 法人等に対する資金の貸付け又は手形の割引及びこれに付随する業務(銀行法第10条第1項第2号、第10条第2項柱書)
(株)かんぽ生命保険	学資保険の見直し(保険業法第123条第1項)

(出所) 第86回郵政民営化委員会（平成24年10月12日）資料を基に作成

平成24年11月22日、郵政民営化委員会は(株)かんぽ生命保険に対してこの申請を認める意見を発表した。同年11月30日、総務省及び金融庁は(株)かんぽ生命保険の新規業務を保険金請求案内漏れへの対応等の条件付きで郵政民営化法上の認可を行った。この条件が成就し、総務省及び金融庁が承認する際には、同時に保険業法上の認可も行われることになる。しかし、平成25年2月5日、(株)かんぽ生命保険は認可条件を満たす見通しが立たないとして、同年4月1日からの実施を見送った。

また、平成24年12月18日、郵政民営化委員会は(株)ゆうちょ銀行に対しては条件付きでこの申請を認める意見を発表した。総務省及び金融庁は現在、審査中である。

一方、平成25年4月12日、日米両国政府は環太平洋パートナーシップ（Trans-Pacific Partnership：TPP）協定参加に向けた合意文書を公表した。この協議の場においては、対等な競争条件確保の観点から、政府との資本関係がある(株)かんぽ生命保険の新規業務についてアメリカ合衆国から懸念が示されることが予想されている。同日、麻生太郎内閣府特命担当大臣（金融）は、①(株)かんぽ生命保険ががん保険など新商品を認可申請した場合に保険会社との適正な競争関係や(株)かんぽ生命保険の業務の適切な遂行体制の確保を審査し、認可を行う、②(株)ゆうちょ銀行についても基本的に同じである旨述べた²⁴。

がん保険に関しては、平成24年5月8日、齋藤次郎日本郵政株式会社社長（当時）は、当面参入しないとの意向を表明していた²⁵。しかし、平成25年7月26日、日本郵政株式会社はアメリカファミリー生命保険会社（アフラック）との間で、①日本郵便株式会社におけるがん保険の取扱局の拡大、②(株)かんぽ生命保険におけるアフラックのがん保険の新規取扱開始、③日本郵政グループ向け専用商品の開発を内容とする業務提携を行うことで合意した。

(2) 「見えない国民負担」の最小化

ア 「見えない国民負担」の具体額

「見えない国民負担」の毎年の具体的な額については、政府から、幾つかの試算があ

るが、数千億円から1兆円超の負担額と推計されている旨の答弁があった²⁶。

イ 民営化後の日本郵政グループの負担

民営化後、日本郵政グループが納めるようになった税金等は次のとおりである。

(ア) 日本郵政グループの納税額

公社時代は非課税であった一部の税金について、民営化後の日本郵政グループは民間企業と同様の納税義務を負うこととなった。日本郵政グループが納めた法人税、法人住民税及び法人事業税（連結決算）の納税額は表4のとおりである。

表4 日本郵政グループの法人税等の納税額

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	合計
法人税、法人住民税及び法人事業税	3,365億円	2,773億円	3,253億円	3,070億円	4,379億円	4,465億円	2兆1,305億円

注1 億円未満は切捨てである。

注2 平成19年度は平成19年10月から平成20年3月までの6か月分である。

(出所) 日本郵政株式会社資料より作成

このほか、同グループは印紙税、登録免許税、固定資産税等も納めるようになった²⁷。

また、郵便事業株式会社と郵便局株式会社の合併により毎年度約520億円の間接費の削減等が見込まれる²⁸ことから、今後利益が増加し、納税額も増加すると予想される。

なお、納税に関連して、公社には法人税等の非課税措置等が認められていた一方、国庫納付金の制度があった。これは、4年を1期とする中期経営計画の期間を終了した後、公社の経営の健全性を確保するために必要な額を超える積立額がある場合、一定の額を国に納付する（旧・日本郵政公社法第37条）というものである。平成15年4月1日から平成19年10月1日まで4年半の間存続した公社は、この規定に基づき、第1期中期経営計画終了後、平成19年7月10日に9,625億円を国に納付した。これは、1年当たりに換算すると、約2,406億円に相当する。

(イ) 金融2社の郵便局株式会社（日本郵便株式会社）への業務委託手数料に対する消費税課税

金融2社のビジネスモデルについては、竹中平蔵郵政民営化担当大臣（当時）から、金融2社は独自の店舗網を持っていないので、しっかりと安定的に事業を提供できるようにする意味で郵便局株式会社との間で長期安定的な代理店契約、保険募集の委託契約があることを条件にみなし免許を出すとの説明がなされた²⁹。つまり、一般の金融機関は窓口・渉外業務を自前でやるか代理店に委託するかを選択の自由を持っているが、金融2社は基本的に郵便局株式会社に窓口・渉外業務を委託することを前提としたビジネスモデルである³⁰ことから、金融2社は、郵便局株式会社（日本郵便株式会社）への業務委託手数料及びこれに対する消費税課税という負担を負っている点で、他の民間金融

機関との間で競争上不利となっている³¹。

生田正治公社総裁（当時）は、このような制度設計は政府の方針によるものであり、民間とのイコールフットイングの観点から、「エクストラの消費税」が掛からないよう要望している旨述べた³²。

金融２社から郵便局株式会社（日本郵便株式会社）への業務委託手数料とこれに対する消費税負担の状況は表５のとおりである³³。

表５ 金融２社の郵便局株式会社
（日本郵便株式会社）に対する業務委託手数料と消費税

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	合計
㈱ゆうちょ銀行の業務委託手数料 (A)	3,010億円	6,481億円	6,325億円	6,319億円	6,190億円	6,095億円	3兆4,420億円
㈱かんぽ生命保険の業務委託手数料 (B)	2,079億円	4,152億円	4,052億円	4,024億円	3,842億円	3,785億円	2兆1,934億円
(A)に係る消費税①	150億円	324億円	316億円	315億円	309億円	304億円	1,718億円
(B)に係る消費税②	103億円	207億円	202億円	201億円	192億円	189億円	1,094億円
①と②の合計	253億円	531億円	518億円	516億円	501億円	493億円	2,812億円

注１ 億円未満は切捨てである。

注２ 平成19年度は平成19年10月から平成20年３月までの６か月分である。

(出所) 日本郵政株式会社資料より作成

(ウ) 政府への配当金

日本郵政株式会社は株主である政府に対し、表６のとおり、配当金を支払っている。

表６ 政府に対する日本郵政株式会社の配当金

支払年度	平成20年度 平成19年度期末 決算	平成21年度 平成20年度期末 決算	平成22年度 平成21年度期末 決算	平成23年度 平成22年度期末 決算	平成24年度 平成23年度期末 決算	平成25年度 平成24年度期末 決算	合計
配当金額	85億円	272億円	363億円	384億円	378億円	385億円	1,867億円

注１ 億円未満は切捨てである。

注２ 平成19年度は平成19年10月から平成20年３月までの６か月分である。

(出所) 日本郵政株式会社資料より作成

(エ) 金融２社の保険料負担等

㈱ゆうちょ銀行は、預金保険機構³⁴に対し預金保険料を、㈱かんぽ生命保険は生命保険契約者保護機構³⁵に対し負担金を納めている。その状況は表７及び表８のとおりである。なお、このほか㈱ゆうちょ銀行は、郵政民営化法第122条に基づき、コスト意識醸成等の観点から³⁶、旧勘定（民営化前に預けられた定期性の郵便貯金）の残高に保険料率を乗じた額の金銭を日本郵政株式会社に交付している（平成24年度は約270億円）。

表7 株ゆうちょ銀行の預金保険料納付の状況

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
預金保険料総額(A)	5,666億円	6,116億円	6,411億円	6,793億円	7,029億円	6,065億円
うち、株ゆうちょ銀行支払分(B)	250億円	547億円	744億円	908億円	1,025億円	943億円
(全体に占める割合(B)÷(A))	4.4%	8.9%	11.6%	13.3%	14.5%	15.5%

注1 億円未満は切捨てである。

注2 平成19年度は平成19年10月から平成20年3月までの6か月分である。

(出所) 第79回郵政民営化委員会(平成24年7月31日)資料等を基に作成

表8 株かんぽ生命保険の生命保険契約者保護機構負担の状況

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
機構負担金総額(A)	460億円	460億円	460億円	460億円	400億円	400億円
うち、株かんぽ生命保険負担金(B)	—	2.1億円	3.2億円	5.4億円	8.2億円	12.7億円
(全体に占める割合(B)÷(A))	0.0%	0.5%	0.7%	1.2%	2.1%	3.2%

注 株かんぽ生命保険負担金の千万円未満は切捨てである。

(出所) 第79回郵政民営化委員会(平成24年7月31日)資料等を基に作成

(3) 官から民への資金の流れの変化

ア 資金の流れの変化の意義等

公社における郵便貯金資金及び簡易生命保険資金の運用対象については、旧・日本郵政公社法第41条及び第45条により表9及び表10のとおり定められていた。

資金の運用対象が法律により制限されていることに関し、郵政民営化関連6法案審議時において竹中大臣から、資金の流れの変化の意義等について、次のような説明があった。

- ① 郵政改革は多面的な性格を持っているが、最も重視すべきことの 하나가金融面での改革である。
- ② 郵貯、簡保は、現在約340兆円の資産を預かっているが、この資金は政府保証が付いていることから、いわば官の資金である。官の資金である以上、国民負担を回避するという観点から、安全資産で運用せざるを得ない。
- ③ その結果、資金の大部分を公債、国債等の公的な部分に還流させており、官が集めて官で使うということになっている。その資金がストックベースで家計の金融資産の4分の1にも達している。
- ④ 民営化により、郵貯・簡保資金が定義上民間の資金となり、現在法律で厳しい制限が課されている資産運用についても、自らの資産負債管理の責任において、規制が緩和されて、民間の経済活動を支えていく道が開かれる。
- ⑤ 入口である郵政改革、出口である特殊法人改革、その経路である財政投融资改革の全てを進めることにより、官の資金を民に流す道が完成する³⁷。

また、西川公也内閣府副大臣(当時)から、資金運用のルート以外に、金融2社がおのずと適正規模に収れんされる結果、他の民間金融機関あるいは証券市場等、民におけ

る資金の流れが増えていくことにより、官から民への資金の流れの改革が実現することとなるルートがあることが示された³⁸。

表9 郵便貯金資金の運用対象（旧・日本郵政公社法第41条）

1	預金者に対する貸付け	15	外国CP
2	地方公共団体に対する貸付け	16	金融機関への預金
3	国債等担保貸付け	17	債券の貸付け
4	国債（債券先物を含む）	18	債券オプション
5	公庫債等	19	先物外国為替
6	地方債	20	通貨オプション
7	公団債等	21	コール資金の貸付け
8	金融債	22	信託会社への信託（投資顧問業者との投資一任契約含む）
9	社債	23	郵便業務の用に供する施設の設置等に必要の費用に充てるための資金融通
10	特定社債（ABS）	24	郵便業務に係る資金繰りに充てるための資金融通
11	政府保証債（5～10除く）		
12	外国債（債券先物を含む）		
13	貸付信託の受益証券		
14	国内CP		

（出所）第15回郵政民営化に関する有識者会議（平成16年10月28日）配付資料を表題修正

表10 簡易生命保険資金の運用対象（旧・日本郵政公社法第45条）

1	保険契約者に対する貸付け	14	外国CP
2	地方公共団体に対する貸付け	15	金融機関への預金
3	国債（債券先物を含む）	16	債券の貸付け
4	公庫債等	17	債券オプション
5	地方債	18	先物外国為替
6	公団債等	19	通貨オプション
7	金融債	20	コール資金の貸付け
8	社債	21	信託会社への信託（投資顧問業者との投資一任契約含む）
9	特定社債（ABS）	22	郵便業務の用に供する施設の設置等に必要の費用に充てるための資金融通
10	政府保証債（4～9除く）	23	郵便業務に係る資金繰りに充てるための資金融通
11	外国債（債券先物を含む）		
12	貸付信託の受益証券		
13	国内CP		

（出所）第15回郵政民営化に関する有識者会議（平成16年10月28日）配付資料を表題修正

イ 主な国会論議等

（ア）民への資金の流れの意味

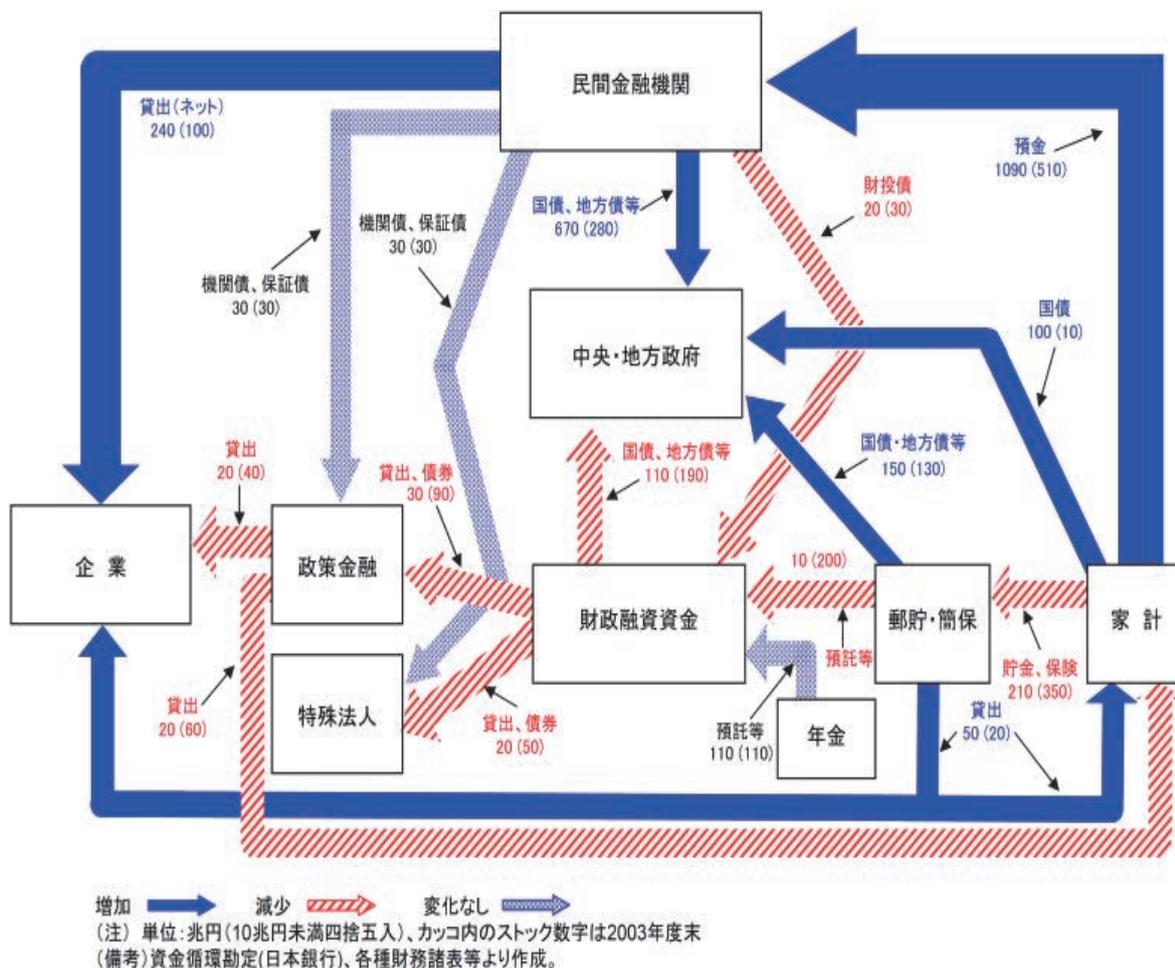
資金が民間に流れる意味について、竹中大臣から、大会社の資金調達手段は多様化しているが、郵政に関して官から民へ資金を流れるようにし、中小企業や個人で真に資金を欲しているところ、資金を有効に使えるところに資金が回るような仕組みを実現することを期待しているとの見解が述べられた³⁹。具体的には、信用リスクビジネス、貸付けが挙げられた⁴⁰。また、新規契約分については、当初は公社の業務の範囲から始めて段階的に業務範囲を拡大していく中で資産運用の範囲も拡大していき、民間に資金を回すことが可能になっていくとの見解が示された⁴¹。

さらに、小泉純一郎内閣総理大臣（当時）から、民営化により郵政資金が国債購入以外の分野にも必ず広がり、民間に流れていくとの見解が示された⁴²。

(イ) 民営化後の郵政資金の流れの試算額

竹中大臣から、資金の流れの変化についての試算（跡田直澄慶応義塾大学教授及び高橋洋一氏（内閣府経済社会総合研究所（当時）、現・嘉悦大学教授）作成）が紹介され、現在、家計の保有する1,400兆円の資産のうちの約26%が、郵政に象徴される国に流れているが、郵政民営化後、これは5%に低下するとの見通しが示された⁴³。

図2 資金の流れの変化（2003→2017年度）



(出所) 平成17年第13回経済財政諮問会議（平成17年6月1日）配付資料

表11 改革後、資金の官のシェアは低下

	1990年	2003年	2017年
家計資産	20%	26%	5%
民間負債	10%	19%	6%

(出所) 平成17年第13回経済財政諮問会議（平成17年6月1日）配付資料

民営化に際して、政府保証があった民営化前の資産と政府保証のない⁴⁴民営化後の資

産が区別されることとなった。民営化前に預けられた定期性の郵便貯金（定額貯金、定期貯金等）と民営化前に契約された簡易生命保険契約が旧契約とされ、民営化後に預けられた郵便貯金、民営化前に預けられた通常貯金と民営化後に契約された簡易生命保険契約が新契約とされた⁴⁵。旧契約分は独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に引き継がれたが、同機構自らは運用せず、(株)ゆうちょ銀行に郵便貯金管理業務を、(株)かんぽ生命保険に簡易生命保険管理業務を委託することとなった。

旧契約と新契約の額及び民営化後の運用については、竹中大臣から、①民営化開始の2007年（平成19年）時点のイメージは、旧契約となる定期性の郵便貯金は約150兆円及び簡易生命保険は約110兆円、合計約260兆円、新契約となる通常貯金等は約50兆円と見込んでいる、②この資産運用については、旧契約分については、国債等の安全資産で運用するが、新契約については、移行期当初は公社と同じ業務範囲からスタートして、段階的に貸付け等の新たな運用範囲を拡大していく、③完全民営化が実現する2017年（平成29年）については、骨格経営試算⁴⁶において(株)ゆうちょ銀行については約140兆円、(株)かんぽ生命保険については約72兆円程度の資産規模になるという想定であるとの見解が示された⁴⁷。

（ウ）財投改革と郵政民営化との関係

財政投融资は、郵便貯金や公的年金（厚生年金保険及び国民年金）の積立金など国の制度・信用に基づいて集められた各種の公的資金を原資として、政策目的実現のために行われる政府の投融资活動であり、我が国の高い個人貯蓄率の下で、中短期の貯蓄を長期・固定資金に変換することにより、国内の貯蓄を社会資本整備等に効率的に活用する財政政策手段として、我が国の経済発展に貢献してきた。しかし、経済全体の成熟化、市場機構の整備に伴い、民間部門の対応力が向上していることから、政府の役割の見直しに対する要請が高まり、財政投融资の仕組みについても抜本的な見直しが必要であるとされた⁴⁸。

そこで、財政投融资制度をより効率的で、市場原理と調和のとれたものとするため、第147回国会（常会）において「資金運用部資金法等の一部を改正する法律案」が衆議院に提出され、同法案は平成12年5月24日に参議院本会議で可決され、成立し、平成13年4月1日に施行された⁴⁹。

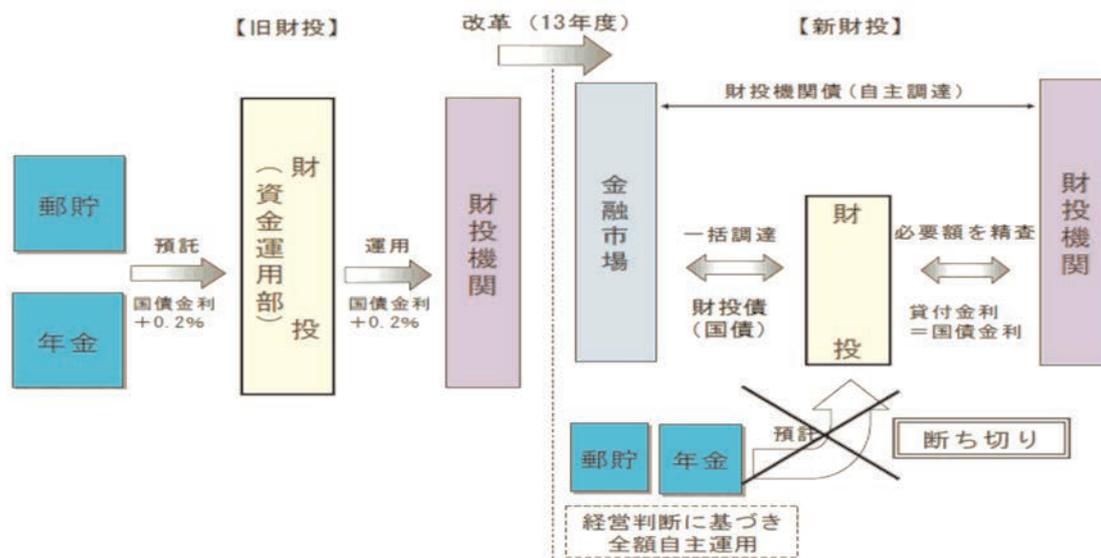
財政投融资改革（以下「財投改革」という。）の主な内容は、①財政投融资の資金調達の方法について、郵便貯金・年金積立金の資金運用部への預託義務が廃止され、全額自主運用（原則市場運用）される仕組みへと改める、②必要な資金は、国債の一種である財投債の発行により、全額市場から調達されることとなり、これにより、必要な資金需要に応じた効率的な資金調達を行うことが可能となり、郵便貯金・年金資金と財政投融资の直接的なつながりは、制度的に解消される、③政策金融機関や独立行政法人などの財投機関が行う財政投融资対象事業についても、民業補完の観点から事業を見直すとともに、財投機関においても、必要な事業の資金調達については、事業運営の効率化・透明化の観点から、財投機関自身が、財投機関債の発行により市場での自主調達に努

めるというものである⁵⁰。

また、「資金運用部資金法等の一部を改正する法律案」とともに、郵便貯金を全額自主運用すること等を目的とする「郵便貯金法等の一部を改正する法律案」も同国会において提出され、成立した⁵¹。

なお、大正5年（1916年）に創業された簡易生命保険事業は、大正8年（1919年）に簡易保険積立金の運用を開始して以来、元々預託義務は課されておらず、第二次世界大戦後の一時期を除き、自主運用を継続してきた。

図3 財投改革のイメージ



(出所) 財務省ホームページ

この財投改革と郵政民営化の関係について、財投改革で公社の自主運用が進んでいることから民営化しても余り意味がないのではないかと指摘がなされた⁵²。この指摘に対し、竹中大臣から、①平成13年度に実施された財投改革により、郵便貯金の資金運用部への全額預託等は廃止され、必要な資金は財投債又は財投機関債によって原則としてマーケットから調達する仕組みになっている、②公社においては、日本郵政公社法に規定されている資金の運用の範囲の中で、総務大臣の認可を得ている中期経営計画の運用計画に基づいて運用が行われるという仕組みになっており、公社のままでは、公社法の規定等に基づく自主運用の可能性はあるものの、国民負担回避のために国債等の安全資産で運用せざるを得ない、③公社のままでは結果的には郵貯資金等が財投債の購入等につながり、特殊法人等の活動のために活用されているという面は否定できず、資金の流れの構図は変わらない、④郵政民営化を通して、より自由なポートフォリオ⁵³を持つ中で、その資金運用の可能性、活路を拡大するとの答弁があった⁵⁴。

しかしながら、郵政民営化関連6法案審議時には、与党である自由民主党所属の中川雅治参議院議員から、次のような考えが表明された。

- ① 資金の流れを官から民へ変えるという場合の官とは何なのか明確にする必要がある。確かに、平成12年の財政投融资制度の改革以前は、郵便貯金は全額大蔵省の資

金運用部に預託され、特殊法人等への融資に充てられていたもので、官へ資金が流れていたという表現で正しい。しかし、平成13年度以降は郵貯資金は完全自主運用となり、主として国債を市場から購入して運用している。経過措置⁵⁵として郵貯は財投債を直接引き受けることはあるが、この措置は平成19年度に終わる。国債を発行するに当たっては、建設国債も赤字国債も財投債も一緒にして発行しており、財投債という銘柄があるわけではない。郵貯が財投債を買い、特殊法人等の官にお金を流していることを改める必要があるという言い方はよく分からない。

- ② 竹中大臣は郵貯の民営化に関連して、入口、中間、出口の改革を一体的に行うことにより官から民へ資金の流れを変えられることができると答弁したが、今は入口、中間、出口という概念はない。出口とされた財投機関の改革は小泉政権になって進んでいる。現に財投は、フローで見ればピーク時の4割の水準にまで縮小されている。この改革を進めなければならないことは当然である。ただし、これは郵貯の民営化とは関係がない。誤解に乗じて民営化の説明をしているようでフェアでない⁵⁶。

(エ) 民営化後の国債購入の必要性

資金の流れの変化に関連して、民営化後も金融2社は国債購入の必要性があるのではないかとの指摘に対して、谷垣禎一財務大臣（当時）から、民営化後の金融2社の経営判断だが、十数年後も相当大量の国債を発行し続けざるを得ないことから、ある程度は引き受けていただくざるを得ないとの答弁があった⁵⁷。

また、中川雅治議員から次のような見解が述べられた。

- ① 国債の購入が良くないことで、民営化して民間に資金を流すように改めるべきだということと言う資格は今の政府にない。政府の重要な仕事は国債の順調な消化である。
- ② プライマリーバランス（基礎的財政収支）⁵⁸を回復する、あるいは財政構造改革が必要だ、適切な国債管理政策が必要だということは、当然のことだ。しかし、今後も新規国債は発行せざるを得ないため、残高は増えていく。
- ③ 現在、国債残高は500兆円⁵⁹を超え、全世界で類を見ない財政事情悪化の下でも国債が順調に消化され、金利も10年国債で1%台で推移しているからこそ日本経済は安定している。郵貯、簡保が何十兆円というオーダーで国債を安定的に消化してきたからこそ、国債の大量発行下であっても金利上昇、国債価格下落、金融機関等の損失、日本経済への打撃という悪いシナリオを回避できてきた。特に郵貯は、国債を定額貯金という商品に転換して個人に対して小口化して販売する、安定的な保有者をつくっているとの見方も可能であり、日本経済の安定に大きく貢献している。
- ④ この資金を民間に回せば経済の活性化につながるというのはいかがなものか。国債購入に回っていた資金が貸付けや株式に回り、国債の消化に支障を来すことになれば、経済全体の活性化どころか経済の沈没につながりかねず、日本経済は立ち行かなくなる。資金の流れを官から民に改めるという説明は説得力がない⁶⁰。

(オ) 日本郵政グループの新規業務遂行能力

国債等の安全資産から資金運用対象を拡大するためには、日本郵政グループの新規業務遂行能力が課題となる。これに関して竹中大臣から、①移行期間中に順次新規業務の遂行についての体制整備を図っていただく、②業務遂行能力について金融監督当局がきちっとチェックできるような制度設計としているとの答弁があった⁶¹。

(カ) 民営化以外の方法による官から民への資金の流れの変化

委員から、官から民へ資金の流れの変化を行うには、民営化以外の方法、例えば、①郵便貯金の預入れ限度額等を引き下げること、②財投改革に向けて郵便貯金による公債購入の禁止又は制限を内容とする方向の法律の制定があることが指摘された⁶²。

ウ 民営化後における資産運用に関する新規業務

(ア) 運用資産の多様化の必要性

民営化前の郵便貯金の資金運用が国債に偏重していることに関して、金利上昇時における国債価格の下落リスクについて、「金利が上がれば郵貯の持つ国債価格も下がるが、それだけであれば含み損ですむ。しかし、定額貯金が大きく引き出されたらどうなるか。国債を売るしかない。そうすると、含み損が、実現損になってしまう」⁶³との考えが示された。

また、郵政民営化委員会は第2次意見（平成24年3月7日）において、「一国の国債の信認が損なわれると、欧州のように何らかのきっかけで市場関係者が国債保有のリスクを意識し始め、国債利回りの非連続的な上昇が金融機関の自己資本毀損につながる可能性を否定できない」と述べている⁶⁴。

さらに、同委員会は、「郵政民営化委員会の調査審議に関する所見」（平成24年9月19日決定）において、金融2社の経営の現状について、「民営化前の郵貯・簡保は、政府保証の下で法定の業務を実施してきたこと、更に民営化後も業務制限に服してきたことの結果、郵便貯金銀行では定額貯金による調達と国債による運用に偏ることに伴う金利リスクに偏ったリスク構造、郵便保険会社では商品が養老保険に偏ることなど顧客ニーズに十分に対応できないことに伴う構造的縮小リスクを抱えている。また、リターンの面でも、郵便貯金銀行では経常収益のほとんどが資金運用収益であり、郵便保険会社では民営化前の契約を含めた保険契約件数の急速な減少に伴い、保険料収入の減少が継続する構造となっている。このように、リスクとリターンの構造からみると、現在の金融二社のビジネスモデルには競争力や成長性に課題があり、民営化後も、郵便貯金銀行では貯金残高の減少が止まりつつあるものの、大幅な資金流出が、郵便保険会社では新規契約は若干回復傾向にあるものの、保有契約が減少し、総資産の減少が続いている」との認識を示した⁶⁵。

こうした収益構造を改めるため、金融2社は運用資産の多様化が必要となる。

(イ) 資産運用に関する新規業務

民営化後、金融2社が認可を受けた資産運用に関する新規業務は表12のとおりである。

表12 金融2社の資産運用に関する新規業務

会社名	新規業務
(株)ゆうちょ銀行	①シンジケートローン(参加型)、特別目的会社(SPC)への貸付◆②公共債の売買◆③有価証券の売買・貸付け(信託受益権の売買、株式の売買等)◆④金銭債権等の取得・譲渡(貸出債権の取得又は譲渡等)◆⑤デリバティブ取引(金利スワップ、金利先物取引等)◆⑥リバースレポ取引
(株)かんぽ生命保険	①シンジケートローン(参加型)◆②有価証券の取得、貸付け(信託受益権の取得、株券の取得等)◆③金銭債権の取得(貸出債権の取得)◆④デリバティブ取引(金利スワップ、金利先物取引等)

(出所) 第32回郵政民営化委員会(平成19年11月5日)資料を基に作成

エ 民営化後の資金運用状況

公社は平成19年10月1日に解散したが、解散時点の郵便貯金資金と簡易生命保険資金の運用状況(平成19年9月30日現在)は表13及び表14のとおりである。

また、民営化後の(株)ゆうちょ銀行及び(株)かんぽ生命保険の資産運用状況は表15及び表16のとおりである。

表13 郵便貯金資金の運用状況
(平成19年9月末現在)

区分	資産残高	構成割合
有価証券	160兆3,304億円	88.6%
国債	145兆0,320億円	80.1%
地方債	8兆0,076億円	4.4%
社債	7兆0,231億円	3.9%
うち公庫公団債等	4兆4,096億円	2.4%
外国債	2,675億円	0.1%
金銭の信託	6,031億円	0.3%
貸付金	4兆5,616億円	2.5%
地方公共団体貸付	3兆6,888億円	2.0%
預金者貸付等	3,037億円	0.2%
郵便業務への融通	5,690億円	0.3%
預金等	1兆5,635億円	0.9%
預託金	14兆円	7.7%
合計	181兆0,587億円	100.0%

注1:資産残高は、金融商品に係る会計基準に準じた評価額。
注2:外国債は、外国政府等が発行する債券であり、円貨建債券を含んでいる。
注3:預託金は、旧金融自由化対策資金の借入金見合いの預託金を除く。
注4:億円未満は切り捨てとしていることから、合計は一致しない。

表14 簡易生命保険資金の運用状況
(平成19年9月末現在)

区分	資産残高	構成割合
有価証券	84兆2,898億円	74.3%
国債	67兆2,193億円	59.3%
地方債	3兆6,282億円	3.2%
社債等	12兆0,480億円	10.6%
うち公庫公団債等	9兆6,945億円	8.6%
外国債	1兆3,941億円	1.2%
金銭の信託	5兆8,994億円	5.2%
貸付金	21兆5,335億円	19.0%
地方公共団体貸付	18兆5,530億円	16.4%
公庫公団等貸付	1兆1,115億円	1.0%
保険契約者貸付	1兆7,485億円	1.5%
郵便業務への融通	1,203億円	0.1%
預金等	1兆6,600億円	1.5%
合計	113兆3,829億円	100.0%

注1:資産残高は、金融商品に係る会計基準に準じた評価額。
注2:外国債は、外国政府等が発行する債券であり、円貨建債券を含んでいる。
注3:億円未満は切り捨てとしていることから、合計は一致しない。

(出所) 表13及び表14とも郵政行政審議会(平成20年2月4日)提出の総務省資料「日本郵政公社の平成19年度の財務諸表等の概要について」

表15 (株) ゆうちょ銀行の資産運用状況

(単位: 億円、%)

	平成19年度末		平成20年度末		平成21年度末		平成22年度末		平成23年度末		平成24年度末	
	資産残高	構成割合										
貸出金	37,715	1.8	40,315	2.1	40,225	2.1	42,387	2.2	41,345	2.1	39,679	2.0
金銭の信託	4,125	0.2	12,247	0.6	10,153	0.5	18,067	0.9	37,154	1.9	30,388	1.5
有価証券	1,725,321	84.1	1,735,511	89.5	1,782,306	92.7	1,750,264	91.8	1,759,532	90.9	1,715,965	86.8
国債	1,567,731	76.4	1,554,901	80.2	1,558,915	81.1	1,464,609	76.8	1,449,398	74.9	1,381,987	69.9
地方債	74,992	3.7	61,772	3.2	52,892	2.8	56,588	3.0	57,355	3.0	58,060	2.9
短期社債	-	-	5,429	0.3	3,649	0.2	1,029	0.1	1,809	0.1	5,489	0.3
社債	78,016	3.8	98,804	5.1	119,162	6.2	128,047	6.7	126,653	6.5	113,040	5.7
株式	-	-	9	0.0	9	0.0	9	0.0	9	0.0	9	0.0
その他の証券	4,580	0.2	14,595	0.8	47,677	2.5	99,979	5.2	124,306	6.4	157,378	8.0
コールローン	36,550	1.8	511	0.0	2,616	0.1	4,296	0.2	12,062	0.6	18,377	0.9
債券貸借取引支払保証金	-	-	7,257	0.4	24,956	1.3	44,833	2.4	57,788	3.0	81,415	4.1
預け金等	39,847	1.9	56,579	2.9	41,805	2.2	47,541	2.5	26,719	1.4	90,782	4.6
預託金	207,000	10.1	87,000	4.5	20,000	1.0	-	-	-	-	-	-
その他	142	0.0	107	0.0	76	0.0	61	0.0	37	0.0	42	0.0
合計	2,050,701	100.0	1,939,531	100.0	1,922,140	100.0	1,907,453	100.0	1,934,640	100.0	1,976,651	100.0

注1 「預け金等」には譲渡性預け金、買現先勘定、買入金銭債権、日銀預け金を含んでいる。なお、日銀預け金については、日本銀行による「資金供給円滑化のための補完預金制度基本要領」の制定により、利息を付されていることから、「預け金等」に含めている。

注2 資産残高は切捨てとしていることから、合計は一致しない。

(出所) 「郵貯資金等の動向(平成24年版)」(ゆうちょ財団 平成24年10月)及び(株)ゆうちょ銀行資料より作成

表16 (株) かんぽ生命保険の資産運用状況

(単位: 億円、%)

	平成19年度末		平成20年度末		平成21年度末		平成22年度末		平成23年度末		平成24年度末	
	資産残高	構成割合	資産残高	構成割合	資産残高	構成割合	資産残高	構成割合	資産残高	構成割合	資産残高	構成割合
現金及び預金	20,801	1.9	22,792	2.2	22,878	2.3	20,461	2.1	12,249	1.3	7,241	0.8
コールローン	7,886	0.7	4,602	0.4	3,538	0.4	5,956	0.6	5,977	0.6	2,034	0.2
買現先勘定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金	14,548	1.3	10,339	1.0	7,996	0.8	12,666	1.3	19,728	2.1	23,312	2.6
買入金銭債権	599	0.1	45	0.0	80	0.0	406	0.0	145	0.0	4,274	0.5
金銭の信託	18,615	1.7	4,091	0.4	1,750	0.2	2,253	0.2	2,427	0.3	2,568	0.3
有価証券	855,688	76.6	833,268	78.7	803,415	80.2	771,730	80.5	745,871	80.6	725,581	81.3
国債	689,599	61.7	696,733	65.8	676,176	67.5	641,030	66.8	599,621	64.8	564,726	63.3
地方債	37,115	3.3	45,563	4.3	51,281	5.1	62,557	6.5	77,779	8.4	86,984	9.8
社債	103,874	9.3	82,137	7.8	69,375	6.9	60,905	6.4	62,284	6.7	64,848	7.3
外国証券	25,098	2.2	8,834	0.8	6,581	0.7	7,237	0.8	6,186	0.7	9,022	1.0
貸付金	199,212	17.8	183,418	17.3	162,605	16.2	145,474	15.2	139,290	15.0	126,915	14.2
保険約款貸付	0	0.0	4	0.0	31	0.0	100	0.0	209	0.0	359	0.0
一般貸付	122	0.0	2,173	0.2	3,515	0.4	4,610	0.5	5,786	0.6	6,767	0.8
機構貸付	199,089	17.8	181,239	17.1	159,058	15.9	140,763	14.7	133,294	14.4	119,788	13.4
合計	1,117,353	100.0	1,058,557	100.0	1,002,265	100.0	958,951	100.0	925,690	100.0	891,929	100.0

注1 資産残高は、金融商品に関する会計基準に準じた評価額である。

注2 外国証券は、外国政府等が発行する円貨建債券を含む。

注3 機構貸付は、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」への貸付である。

注4 資産残高は、切捨てとしていることから、合計は一致しない。

注5 有価証券信託に係る資産を含めて計上している。

(出所) (株)かんぽ生命保険資料より作成

(4) 小さな政府の実現

公社職員の身分については、中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第33条第1項第8号の「職員については、郵政公社を設立する法律において国家公務員としての身分を特別に付与し」との規定を受け、旧・日本郵政公社法第50条で「公社の役員及び職員は、国家公務員とする」と定められた。これについて、政府から、公社の行う業務は国民の日常生活に必要不可欠な生活基礎サービスを提供するものであり、その業務の停滞が国民生活や社会経済に直接かつ著しい影響を及ぼすことから、その適正かつ確実な実施のために、職員については守秘義務、政治的行為の制限などが課せられた国家公務員としたとの説明があった⁶⁶。

公社職員は、民営化により日本郵政グループ各社の社員となり、国家公務員ではなくなった。しかし、郵政民営化関連6法案審議時において、①公社職員の給料、基礎年金部分のいわゆる事業主負担分、国庫負担分も全部郵政事業の収入で賄っていること、②公社職員は「行政機関の職員の定員に関する法律」（昭和44年法律第33号）による定員管理の対象外であることから、公社職員の身分を民間人としても国民の税負担軽減にはならないことが指摘されていた⁶⁷。

3. 郵政民営化のメリットの検証

以上の状況を踏まえ、郵政民営化のメリットを検証する。

(1) 国民の利便性の向上

新規業務に関して、郵政民営化委員会は、第1次意見（平成21年3月13日）では、「新規業務の利用者利便や収益改善への貢献度はまだ低い状況にある」と述べた⁶⁸。また、第2次意見（平成24年3月7日）では、「日本郵政グループ各社の新規業務については、（中略）総じて収益への貢献度は依然として低い状況にあり、これらのサービスの業容拡大が期待される」と述べた⁶⁹。

平成25年3月25日、現時点において国民が実感できる郵政民営化の成果について、新藤義孝総務大臣は、①第三分野保険、変額年金保険、自動車保険等の企業保険の受託販売開始、②スルガ銀行の住宅ローンの販売開始、③クレジットカードの導入、④全銀システムとの接続による他の民間銀行との相互振込、⑤JPタワー等の不動産投資を挙げた⁷⁰。しかし、①については、全ての郵便局で実施されているわけではない。②については、(株)ゆうちょ銀行の82の直営店でのみ実施されているにすぎない。その後、日本郵便株式会社は、同年10月1日から金融新規商品の取扱局を拡大した（変額年金保険は1,079局、がん保険は1,500局、法人（経営者）向け生命保険は165局、自動車保険は1,495局）が、今後、更なる拡大が望まれる。

また、日本郵便株式会社は、平成25年10月1日から「郵便局のみまもりサービス」を試行実施した。これは、郵便局社員が顧客宅を訪問し、生活状況を確認し、その結果を顧客が指定した報告先に知らせることを内容としており、「郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務」（日本郵便株式会社法第4条第2項第3号）であり、「総合生

活支援企業グループ」を目指す日本郵政グループの一員として今後の展開が期待されるところである。しかし、他の新規業務は、他の民間金融機関等でも提供されているものが多く、新規性に欠ける感があり、「郵便局がもっともっと楽しい場になる可能性」⁷¹は現時点では余り実感されていないのではないかと。

一方、金融2社が申請中の新規業務に対し民間金融機関は、間接的な政府出資が残る状況では公正な競争条件が確保されていないこと等を理由として強く反発している。また、完全民営化の時期が不明確になったことから、全国銀行協会は、完全民営化を前提に進められた全銀システムへの加入等の措置の見直しに言及している⁷²。

(2) 「見えない国民負担」の最小化

日本郵政グループは、公社時代の1年当たりの国庫納付金の額(約2,406億円)を超える額の税金等を毎年納めるとともに、預金保険料の納付割合等も漸増していることに示されるように、国庫等に貢献しており、「見えない国民負担」は縮小していると言えよう。むしろ、逆に金融2社の日本郵便株式会社への業務委託手数料に対する消費税課税が問題となっている。この問題について、日本郵政グループ及び総務省は、公社時代から毎年度の税制改正において非課税化を要望している。しかし、竹中大臣は、民間とのイコルフッティングの観点から消費税に関する特例措置は講じていないと答弁した⁷³。また、毎年度の税制改正においても認められていない。

改正前の郵政民営化法の下では日本郵政グループに対し金融のユニバーサルサービスについての法的義務は課されておらず、金融2社は移行期間(平成19年10月1日から遅くとも平成29年9月30日までの期間)中は郵便局株式会社へ業務委託することが免許の条件として付されていたにとどまっていた。したがって、移行期間終了後は金融2社の経営判断により業務委託が行われられない可能性があった。

一方、郵政民営化法等改正法では、日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社に対し金融のユニバーサルサービスの提供が義務付けられた結果、日本郵便株式会社は関連銀行・関連保険会社とそれぞれ銀行窓口業務契約及び保険窓口業務契約を締結することが義務付けられた。改正法施行時は金融2社がこの関連銀行・関連保険会社になることとされている(郵政民営化法第176条の4第6項)。しかし、日本郵便株式会社に業務を委託する場合は、委託手数料及びこれに対する消費税を負担する必要があることから、他の銀行・生命保険会社が関連銀行・関連保険会社になる可能性は低いと考えられる⁷⁴。したがって、金融のユニバーサルサービス確保の観点から、日本郵政株式会社による金融2社の株式処分は直ちに行われるとは考えられず⁷⁵、金融2社の日本郵便株式会社に対する業務委託は当分の間続くと想定される。消費税が今後8%、10%と引き上げられた場合は更に不利になることから、総務省等は金融のユニバーサルサービスの安定的な確保を図ることを目的に引き続き、税制改正を要望している。

(3) 官から民への資金の流れの変化

資金の流れの変化については、表15及び表16から明らかなおとおり、民営化後も金融2社

の資産運用は、国債を中心として行われている。平成17年10月の郵政民営化関連6法成立時の新聞各紙において「郵貯銀行は高収益が期待できる住宅ローンや企業向け融資への本格参入を検討し、保険会社も成長分野の医療保険などの販売に乗り出すとみられる」⁷⁶、「民営化後に認められる融資業務などを通じて「民」にも資金が流れるようになる。こうして、郵政民営化は、「官」へと向かう巨額資金の流れを変えるきっかけになると期待される」⁷⁷、「新規サービスでまず、認められそうなのが外貨預金や企業向け融資。それから個人向けローンや医療保険など「第三分野」の取り扱い、そして預入限度額の撤廃などに段階的に広げていくというシナリオが有力」⁷⁸等と報道されたことに鑑みると、現状は大きな乖離があると言えよう。

こうした状況に関し、郵政民営化により資金の流れを変化させることについて懐疑的な見解が、郵政民営化が論じられた当時から表明されていた。

例えば、池尾和人慶應義塾大学教授からは、「資金供給（郵貯・簡保の存在）があるから需要（財政赤字）が生まれているという側面よりも、資金需要（財政赤字）の存在が供給を促しているという側面の方が、圧倒的に主たる因果関係である。財政再建（歳出削減と増税）の実現なしに、官が資金を集める構造が変わることはあり得ない。この冷厳な事実を見ないふりをして、郵政改革をすれば資金の流れを官から民に変えられるかのように主張するのは、虚言に近い」⁷⁹、「資金の流れを民に戻すためには、財政赤字を削減し、財政資金需要を縮小させる以外には方法がない。（中略）郵貯・簡保を民営化したとしても、その資金が自由に使えるようになるわけではない」⁸⁰との指摘があった。

また、野口悠紀雄早稲田大学教授（当時）からは、「郵政事業の経営形態を変更したところで、資金の流れが変わるわけではない。資金の流れを変えるためには、財政投融资が対象としてきた機関を整理し、他方で、新しい投資機会を民間に創出する必要がある。（中略）財投債が発行されるかぎり、郵政民営化を行っても、そして財投債購入義務がなくても、郵貯による財投機関への資金供給は続くのである。（中略）「郵貯や簡保を民営化すれば資金の流れが官から民に変わる」という主張は、まったくの誤りだ」⁸¹と指摘された。

さらに、「郵便貯金が民営化しても、かなりの国債を持ち続けないと国債市場は崩壊してしまう。たとえ一部の国債を郵貯が手放したとしても、全体で見るとお金が民間に回るわけではない。どこかの民間金融機関がその国債を買うだけだ。官である政府部門がお金を借りまくっているのは事実だが、その原因は、バブル崩壊後に景気対策のために財政出動を続け、国債残高が積み上がってしまったことにあるのだ」⁸²との指摘もあった。

現時点において、資金の流れが変化しない理由を改めて検討すると、①個人や企業等への貸付けが現在でも認可されていないことを始め、資金の運用に関する新規業務が流れを変えるほど影響力のあるものでないこと、②新規業務に対する金融2社の実施態勢を整備する必要があり、試行錯誤の段階にあること、③金融2社の新規業務に対する民間金融機関の反対が強いことから、民間秩序との整合性を考慮する必要があること、④民営化後も引き続き国債が大量に発行され（平成25年度においては170.5兆円）、金融2社が他の金融機関等とともに、これを引き受ける状況が続いていること、⑤民営化後、現在までの6

年余の期間のうち、2年4か月余の期間（平成21年12月4日の郵政株式会社処分停止法の成立から平成24年4月27日の郵政民営化法等改正法の成立までの期間）は郵政民営化見直しの動きがあったため、民営化推進の動きが停滞していたことが考えられる。

こうした状況について、竹中大臣のブレーンとして郵政民営化の「何から何までにかかわった」高橋洋一教授は、近時、「郵貯を民営化すれば官から民になるというのは、国債を抱えている主体が官から民になるというだけのことで、それ以外に何の意味もない」と述べている⁸³。これに関し、日本銀行勤務経験のある大塚耕平参議院議員は郵政民営化関連6法案審議時において、図2及び表11について、郵貯、簡保が民営化により官から民になるから、家計と企業の金融における官のウエートが下がるということについて、言われてみればそのとおりだが、何かどこかごまかされているような気もするとの見解を述べていた⁸⁴。

「経済の活性化」という郵政民営化の基本理念については異論はないであろう。しかし、その前提となる「資金のより自由な運用」が上述の状況であることから、郵政事業を民営化すれば経済が活性化するというところに疑問が生じることになる。平成25年7月20日、野田聖子自由民主党総務会長は、「かつて郵政民営化すれば、日本の景気がよくなるという話に我々は振り回された。結果として、民営化しても、日本の経済は良くならなかった」と発言した⁸⁵。

なお、資金運用とは関係ないが、(株)ゆうちょ銀行の残高減少及び(株)かんぽ生命保険の契約減少により、平成19年9月30日現在の294.3兆円から平成25年3月31日現在の286.7兆円へと郵政資金自体が減少したことは、結果として他の民間金融機関へ資金の流れが変化したと言えよう。

（４）小さな政府の実現

郵政民営化により国家公務員の数が減ったことは事実である。しかし、郵政民営化関連6法案審議時に竹中大臣が「郵政事業は独立採算で経営されており、税金は投入されていない」⁸⁶と認めたとおり、民営化により国の人件費が節減されることにはならず、財政面での小さな政府の実現には影響しない。

しかし、郵政民営化により国の人件費が節減されるかのような誤解が一部にあった。これについて、郵政民営化を争点として執行された第44回衆議院議員総選挙において、公社が独立採算制をとっていることから、民営化は財政面での節約にはならないことを政府・与党は意識的に言わなかったのではないかとの批判が選挙後になされた⁸⁷。こうした誤解が生じた一因として、日本郵政公社という組織が特殊法人であるにもかかわらず、その組織の職員が国家公務員身分を有するという制度設計が極めて特異なものであったことが挙げられよう。旧3公社（日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社）も日本郵政公社と同様に、「法律により直接に設置される法人」（総務省設置法第4条第15号）であり、特殊法人に該当するが、その職員の身分は国家公務員ではなかった。

なお、竹中大臣も、諸外国に比べ日本の公務員数は、決して多いわけではなく、むしろ非常に少ないことを認めていた⁸⁸。

むすび

以上、郵政民営化によりもたらされるとされたメリットについて検証した。こうした状況について、「確かに政府は、民営化の理由をいくつも並べ立てた。しかし、多くは誇大広告か、そうでなければ議論のすり替えだった」⁸⁹、「小泉民営化論の根拠とされたものは、単なる思い違いであったり、誇大な主張であったり、さらにはその後の経緯のなかで、まったく意味がなくなったものばかりなのである」⁹⁰との批判さえある。

しかし、現時点において民営化を元に戻すことは現実的ではないと考えられる。平成24年10月1日、日本郵政グループは、郵便事業開始から創業150周年にあたる2021年（平成33年）に向け、「郵政グループビジョン2021」を策定し、サービス、マネジメント及び社風の3つの改革を掲げた。「総合生活支援企業グループ」を目指し、「安全、安心、信頼、便利」の拠点としての機能的な郵便局ネットワークを創造しようとする日本郵政グループの取組に期待したい。

【参考文献】

竹中平蔵『郵政民営化 「小さな政府」への試金石』（PHP研究所 2005.3）

（はしもと けんじ）

- 1 同法の内容等については、拙稿「郵政民営化法等改正法の成立－郵政事業の見直しに決着－」『立法と調査』第332号（平24.9）参照
- 2 国民生活に不可欠なサービスであって、誰でもが利用可能な料金など適切な条件で、全国あまねく安定的な供給の確保を図るべきサービス（金森久雄ほか編『有斐閣 経済辞典（第4版）』（有斐閣 2002.5）1236頁）
- 3 第162回国会に提出された郵政民営化関連6法案と第163回国会に提出された郵政民営化関連6法案は、ほぼ同内容であることから、特に区別せず、「郵政民営化関連6法案」という。これらの法律案は衆参両院の郵政民営化特別委員会において200時間超の審議が行われた。
- 4 「郵政民営化に関する論点整理」（平成16年4月26日 経済財政諮問会議）
- 5 第162回国会衆議院郵政民営化に関する特別委員会議録第22号4頁（平17.7.1）、竹中平蔵『郵政民営化「小さな政府」への試金石』（PHP研究所 2005.3）56頁
- 6 第162回国会衆議院郵政民営化に関する特別委員会議録第11号14頁（平17.6.9）、第162回国会参議院郵政民営化に関する特別委員会議録第14号18頁（平17.8.4）、郵政民営化研究会編『郵政民営化ハンドブック』（ぎょうせい 平成18年9月）48頁
- 7 第162回国会衆議院郵政民営化に関する特別委員会議録第3号6頁（平17.5.27）
- 8 第162回国会衆議院郵政民営化に関する特別委員会議録第13号8頁（平17.6.13）
- 9 利用者の利便性向上のため外務職員が1日の勤務の中で、郵便、貯金、保険の三事業を担当すること
- 10 郵便局株式会社の担当社員による訪問金融サービスの実施、軽四輪車を用いた集荷等
- 11 中村清「郵政民営化法等の改正－金融窓口業務のユニバーサルサービス化－」（『RESEARCH BUREAU 論究』第9号（2012.12）204頁）は、郵便局株式会社を存続会社としたのは、合併後の新会社に改めて銀行代理業等の免許を取得させる手間を省くためと考えられる、としている。
- 12 「処分」とは、国の信用と関与を断ち切ることであり、その方法としては売却のほか、処分型の信託、自社株買い等がある。第162回国会衆議院郵政民営化に関する特別委員会議録第17号38頁（平17.6.21）、第162

回国会衆議院郵政民営化に関する特別委員会議録第14号12頁（平17.6.14）等

- 13 なお、金融2社の全株式処分が行われる場合以外に、日本郵政株式会社が金融2社の株式の2分の1以上を処分した旨を総務大臣が内閣総理大臣に通知した日以後に、内閣総理大臣及び総務大臣が他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認め、その旨の決定（民有民営の実現の決定）を行う場合には、金融2社に対する上乗せ規制がなくなり、完全民営化が実現する（郵政民営化法第105条第1項、第135条第1項）。
- 14 ここで、「株式の3分の1超を保有」ということは、株主総会における特別決議（定款変更、事業譲渡、合併等の組織・再編行為等の会社の基礎の変更、株式の併合等の株主の地位に関する事項、特定の株主からの自己株式取得等の株主の利害に関する事項等）を阻止することができるという意義がある（会社法第309条第2項）。
- 15 『毎日新聞』（平25.9.19）
- 16 過疎地域において高齢者が安心して暮らせる地域社会づくりを目指し、郵便局、地方自治体等が協力して生活サポートシステムを構築し、在宅福祉サービスを支援するサービスであり、生活用品等の注文受付・配達、郵便局の外務職員による声かけ等を内容としている。民営化後は、郵便事業株式会社（日本郵便株式会社）が担当している。
- 17 拙稿「参議院における郵政株式処分停止法案の審議」『立法と調査』第280号（平20.4）及び拙稿「郵政事業の抜本的見直しに向けて～郵政改革関連3法案～」『立法と調査』第305号（平22.6）参照
- 18 「第104条に規定する日又は第134条に規定する日のいずれか遅い日以後の最初の3月31日までの期間」（郵政民営化法第8条）。「第104条に規定する日」とは、日本郵政株式会社が郵便貯金銀行の全株式を処分した日又は内閣総理大臣及び総務大臣が郵便貯金銀行について民有民営の実現を決定した日のいずれか早い日のことであり、「第134条に規定する日」とは、日本郵政株式会社が郵便保険会社の全株式を処分した日又は内閣総理大臣及び総務大臣が郵便保険会社について民有民営の実現を決定した日のいずれか早い日のことである。
- 19 郵政民営化法第185条第1項
- 20 郵政民営化法第185条第1項
- 21 保険業法第313条第1項
- 22 郵政民営化法第185条第1項
- 23 なお、旧・郵便事業株式会社については総務大臣の認可及び郵政民営化委員会からの意見聴取が必要とされていた（旧・郵便事業株式会社法第3条第3項、旧・郵政民営化法第76条）。旧・郵便局株式会社については総務大臣への届出及び郵政民営化委員会への通知が必要とされていた（旧・郵便局株式会社法第4条第4項、旧・郵政民営化法第93条第2項）。
- 24 麻生副総理兼財務大臣兼内閣府特命担当大臣閣議後記者会見の概要（平25.4.12）（財務省ホームページ）
- 25 『朝日新聞』（平24.5.9）等
- 26 第162回国会参議院郵政民営化に関する特別委員会会議録第5号9頁（平17.7.20）
- 27 公社から郵便事業株式会社が承継した郵便業務等の用に供する資産及び郵便局株式会社が承継した郵便窓口業務、銀行業及び生命保険業の代理業務等の用に供する資産については、資産の円滑な移行、民営化に伴う激変緩和に鑑み、平成20年度から平成24年度の5年度分について課税標準をその価格の2分の1とする固定資産税及び都市計画税の特例措置がとられてきた（旧・地方税法附則第15条第25項）。これについては「地方税法の一部を改正する法律」（平成25年法律第3号）により、日本郵便株式会社が郵便業務、郵便窓口業務、銀行業及び生命保険業の代理業務等の用に供する資産について課税標準をその価格の5分の3に縮減した上で特例措置を平成25年度から平成27年度の3年度分延長することとされた（地方税法附則第15条第23項）。
- 28 第180回国会参議院総務委員会会議録第12号2頁（平24.4.26）
- 29 第162回国会参議院郵政民営化に関する特別委員会会議録第6号9頁（平17.7.21）
- 30 第164回国会閉会後参議院総務委員会会議録第1号9頁（平18.8.29）西川善文日本郵政株式会社社長（当時）発言
- 31 このような制度設計であるにもかかわらず、民営化と同時に金融2社は直営店を設置したことにより、移

- 行期間終了後の郵便局における金融のユニバーサルサービス確保についての懸念が高まった。拙稿「郵政民営化後の課題～金融のユニバーサルサービスの確保を中心として～」『立法と調査』288号（平21.1）参照
- 32 第162回国会参議院郵政民営化に関する特別委員会会議録第6号37頁（平17.7.21）
- 33 旧・郵便事業株式会社については、金融2社とは異なり、売上げの100%近くが課税取引であることから、郵便局株式会社への業務委託手数料に係る消費税のほぼ全額を控除できると日本郵政株式会社は説明している。
- 34 預金保険制度とは、預金保険法に基づき、金融機関が預金保険料を預金保険機構に支払い、万が一、金融機関が破綻した場合には、預金保険機構が一定額の保険金（現在、元本1,000万円とその利息）を支払うことにより預金者を保護し、資金決済を確保し、信用秩序の維持を図ることを目的とした制度であり、預金保険機構がその運営主体となっている。預金保険機構ホームページ「預金保険のしくみ」参照
- 35 生命保険契約者保護機構は、保険業法に基づき、生命保険会社の保険契約者のための相互援助制度として、万一、生命保険会社が破綻した場合には、破綻保険会社の保険契約の移転等における資金援助、補償対象保険金の支払に係る資金援助等を行う。生命保険契約者保護機構ホームページ「生命保険契約者保護機構の概要」参照
- 36 後述のとおり、(株)ゆうちょ銀行は、民営化前の定期性の郵便貯金の運用を独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構から委託されているが、これについては、政府保証があることから、預金保険料を支払っていない。第162回国会参議院郵政民営化に関する特別委員会会議録第11号33頁（平17.8.1）
- 37 第162回国会衆議院郵政民営化に関する特別委員会会議録第3号3頁（平17.5.27）
- 38 第162回国会参議院郵政民営化に関する特別委員会会議録第6号36頁（平17.7.21）
- 39 第162回国会参議院郵政民営化に関する特別委員会会議録第5号20頁（平17.7.20）
- 40 第163回国会衆議院郵政民営化に関する特別委員会会議録第3号24頁（平17.10.7）
- 41 第163回国会参議院郵政民営化に関する特別委員会会議録第3号10頁（平17.10.13）
- 42 第162回国会衆議院郵政民営化に関する特別委員会会議録第7号27頁（平17.6.3）
- 43 第162回国会参議院郵政民営化に関する特別委員会会議録第3号16頁（平17.7.15）
- 44 政府保証はなくなっても、預金保険機構及び生命保険契約者保護機構による一定の保護は受けられる。
- 45 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第5条、第16条
- 46 民営化後の日本郵政グループが新規業務を行わない場合の試算
- 47 第162回国会参議院郵政民営化に関する特別委員会会議録第5号6頁（平17.7.20）
- 48 『財政投融资の抜本的改革について』（平成9年11月27日）（大蔵省資金運用審議会懇談会とりまとめ）参照
- 49 同法案の内容については、柿沼重志「財政民主主義と市場原理の調和—財政投融资改革関連法案—」『立法と調査』第217号（平12.5）参照
- 50 『財政投融资レポート2013』（財務省理財局）7頁参照。このほか、政策コスト分析の導入によって財政投融资のディスクロージャーが進み、財政投融资を活用している事業について、政策コスト（将来見込まれる補助金や出資金の機会費用など）がどの程度生じるかを明らかにすることで、財投対象事業の妥当性や財投機関の財務の健全性に関する判断材料の提供などが促進されることになった。
- 51 なお、年金資金については、平成13年（2001年）4月1日からは年金資金運用基金が、平成18年（2006年）4月1日からは年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が全額を自主運用している。平成25年7月2日、GPIFは、平成24年度業務概況報告書において過去最高の運用成績を上げたことを公表した。
- 52 第162回国会参議院郵政民営化に関する特別委員会会議録第5号6頁（平17.7.20）
- 53 金融資産の構成
- 54 第162回国会参議院郵政民営化に関する特別委員会会議録第5号6頁（平17.7.20）
- 55 平成11年12月22日、激変緩和のため、大蔵・郵政・厚生 の3省間で平成13年度以降の7年間経過措置を講じることで合意した。その内容は、①資金運用部の既往の貸付けを継続するために必要な財投債を郵貯・年金積立金が引き受ける、②新規財投債については、郵貯・年金積立金が概ね2分の1程度について引き受ける（漸次、その割合を低下）、③簡易保険積立金については、これまで果たしてきた役割を踏まえ、相応の財投債を引き受けるというものである。前掲柿沼重志「財政民主主義と市場原理の調和—財政投融资改革開

- 連法案一」『立法と調査』第217号（平12.5）等参照
- 56 第162回国会参議院郵政民営化に関する特別委員会会議録第8号8頁～9頁（平17.7.25）
- 57 第162回国会参議院郵政民営化に関する特別委員会会議録第13号23頁（平17.8.3）
- 58 税金・税外収入と、国債費（国債の元本返済や利子の支払いにあてられる費用）を除く歳出との収支のこと。その時点で必要とされる政策的経費を、その時点の税金等でどれだけまかなえているかを示す指標（財務省ホームページ「日本の財政を考える」用語集）。平成22年6月22日、政府は、遅くとも2020年度（平成32年度）までに基礎的財政収支を黒字化する目標を策定した。
- 59 平成25年度末では約750兆円に達する見込み
- 60 第162回国会参議院郵政民営化に関する特別委員会会議録第8号9頁（平17.7.25）
- 61 第162回国会参議院郵政民営化に関する特別委員会会議録第4号32頁（平17.7.19）
- 62 第162回国会参議院郵政民営化に関する特別委員会会議録第11号5頁（平17.8.1）
- 63 有田哲文・畑中徹『ゆうちょ銀行 民営郵政の罪と罰』（東洋経済新報社 2007.9）62頁
- 64 同報告書3頁
- 65 同所見2頁
- 66 第154回国会参議院総務委員会会議録第20号12頁（平14.7.16）
- 67 第162回国会衆議院郵政民営化に関する特別委員会会議録第15号42頁（平17.6.15）
- 68 同報告書4頁
- 69 同報告書11頁
- 70 第183回国会参議院総務委員会会議録第3号23頁（平25.3.25）
- 71 竹中平蔵『郵政民営化 「小さな政府」への試金石』（PHP研究所 2005.3）90頁
- 72 第9回郵政改革関係政策会議（平22.3.9）
- 73 第163回国会衆議院本会議録第5号16頁（平17.10.6）
- 74 特に相互会社（保険業を行うことを目的として、保険業法に基づき設立された保険契約者をその社員とする社団法人をいう（保険業法第2条第5項、第18条）（法令用語研究会編『有斐閣法律用語辞典〔第3版〕』（有斐閣 2006.3）860頁）。）形態の生命保険会社は関連保険会社にはなれないことに注意する必要がある。
- 75 そもそも政府が保有する日本郵政株式会社の株式を2分の1処分するまでに、日本郵政株式会社が保有する金融2社の株式処分の方針が明確化されることとなっている。
- 76 『朝日新聞』（平17.10.15）
- 77 『読売新聞』（平17.10.15）
- 78 『日本経済新聞』（平17.10.15）
- 79 「金融システムの何が問題か」『経済セミナー』（2005.1）
- 80 「転倒した制度設計」『経済セミナー』（2006.10）
- 81 「郵政民営化はナンセンス」『Voice』（2005.11）
- 82 有田哲文・畑中徹『ゆうちょ銀行 民営郵政の罪と罰』（東洋経済新報社 2007.9）60頁
- 83 東谷暁『郵政崩壊とTPP』（文藝春秋 2012.4）39頁、42頁
- 84 第162回国会参議院郵政民営化に関する特別委員会会議録第13号11頁（平17.8.3）
- 85 『朝日新聞』（平25.7.21）
- 86 第163回国会衆議院本会議録第5号17頁（平17.10.6）
- 87 第163回国会衆議院郵政民営化に関する特別委員会会議録第3号44頁（平17.10.7）
- 88 第163回国会衆議院郵政民営化に関する特別委員会会議録第3号22頁（平17.10.7）。なお、一般政府支出の規模、公的部門別の職員数等の指標を基に政府と議会の規模の国際比較を行ったものとして、三角政勝「「中福祉」を目指す我が国の「大きさ」を考えるー政府と議会の規模の国際比較ー」『立法と調査』第344号（平25.9）参照
- 89 有田哲文・畑中徹『ゆうちょ銀行 民営郵政の罪と罰』（東洋経済新報社 2007.9）60頁
- 90 東谷暁『増補 民営化という虚妄』（筑摩書房 2008.12）65頁